

介護予防サービスコード
1 介護予防訪問入浴介護サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
62 1111	予防訪問入浴	イ 看護職員1人及 び介護職員1人 852 単位		852	1回につき
62 1112	予防訪問入浴・部分浴			767	
62 1121	予防訪問入浴・職員		介護職員2人の場合	809	
62 1122	予防訪問入浴・職員・部分浴		× 95%	728	
62 4111	予防訪問入浴同一建物減算1	事業所と同一建物の 利用者等にサービス を行う場合	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき
62 4112	予防訪問入浴同一建物減算2		同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算	
62 8000	予防特別地域訪問入浴介護加算	特別地域介護予防訪問入浴介護加算		所定単位数の 15% 加算	1回につき
62 8100	予防訪問入浴小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	
62 8110	予防訪問入浴中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	
62 4001	予防訪問入浴初回加算	□ 初回加算		200 単位加算	200 1月につき
62 6133	予防訪問入浴認知症専門ケア加算	ハ 認知症専門ケア加算	(1)認知症専門ケア加算()	3 単位加算	3 1日につき
62 6134	予防訪問入浴認知症専門ケア加算		(2)認知症専門ケア加算()	4 単位加算	4
62 6099	予防訪問入浴サービス提供体制強化加算	ニ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算()	44 単位加算	44 1回につき
62 6100	訪問入浴サービス提供体制強化加算		(2)サービス提供体制強化加算()	36 単位加算	
62 6101	訪問入浴サービス提供体制強化加算		(3)サービス提供体制強化加算()	12 単位加算	
62 6106	予防訪問入浴処遇改善加算	ホ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算()	所定単位数の 58/1000 加算	1月につき
62 6105	予防訪問入浴処遇改善加算		(2)介護職員処遇改善加算()	所定単位数の 42/1000 加算	
62 6102	予防訪問入浴処遇改善加算		(3)介護職員処遇改善加算()	所定単位数の 23/1000 加算	
62 6113	予防訪問入浴特定処遇改善加算	ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算()	所定単位数の 21/1000 加算	
62 6114	予防訪問入浴特定処遇改善加算		(2)介護職員等特定処遇改善加算()	所定単位数の 15/1000 加算	
62 6115	予防訪問入浴ベースアップ等支援加算	ト 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 11/1000 加算	